

産業建設委員会記録

開会年月日	令和7年12月17日
開会時刻	午前9時58分
閉会時刻	午前11時03分
出席委員名	◎岡田善行 ○上村和生 森下知世 中村栄治
	青沼陽一郎 宮本 晃 大西要一 宿 典泰
	北村 勝 議長
欠席委員名	なし
署名者	森下知世 中村栄治
担当書記	森田晃司
審査案件	議案第105号 令和7年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）（産業建設委員会関係分）
	議案第109号 令和7年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第1号）
	議案第116号 伊勢市二見健康管理増進センター条例の廃止について
	議案第119号 伊勢市火入れに関する条例の一部改正について
	議案第132号 伊勢市中村会館の指定管理者の指定について
	議案第133号 市道の路線の認定について
	閉会中の継続審査・調査案件について
説明員	都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部参事、交通政策課副参事、産業観光部長、産業観光部参事、その他関係参与

審査経過

岡田委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に森下委員、中村委員を指名した。

その後、直ちに議事に入り、12月15日の本会議において審査付託を受けた「議案第105号 令和7年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）中、産業建設委員会関係分」外5件を審査し、いずれも全会一致で原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については正副委員長に一任することを決定した。

次に、「閉会中の継続審査・調査案件について」を議題とし、委員長提案の4項目について議長に申し出ることを決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時58分

◎岡田善行委員長

ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、森下委員、中村委員の御兩名を指名いたします。

本日御審査いただきます案件は、去る12月15日の本会議におきまして、産業建設委員会に審査付託を受けました6件及び「閉会中の継続審査・調査案件について」の合わせて7件であります。

案件名については、審査案件一覧のとおりです。

お諮りいたします。

審査の方法については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【議案第105号 令和7年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）（産業建設委員会関係分）】

◎岡田善行委員長

それでは、「議案第105号 令和7年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）中、産業建設委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書の24ページをお開きください。

款12災害復旧費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、款12災害復旧費の審査を終わります。
以上で議案第105号中、産業建設委員会関係分の審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第105号 令和7年度伊勢市一般会計補正予算（第4号）中、産業建設委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第109号 令和7年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第1号）】

◎岡田善行委員長

次に、65ページをお開きください。

「議案第109号 令和7年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第1号）」を御審査願います。

65ページから66ページです。

本件については、一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

宮本委員。

○宮本晃委員

勢風会の宮本です。よろしくお願ひします。

この案件につきましては、去る令和7年8月25日の産業建設委員会におきまして、内宮周辺駐車場の在り方（最終案）について御審査した案件でございます。このときの資料を見させていただきますと、約800台の駐車場、それから駐車場の位置、それから料金、運営方法という内容が御協議されております。また、今後のスケジュールとしまして、その折には、この12月補正予算計上としましてアドバイザー業務委託というのが計上されるということをお審議されたというはずで認識しております。

そこで、今回この債務負担行為としまして、令和7年度から令和9年度、アドバイザー業務委託、高額であります3,400万円が上がっておりますが、この内容について御説明願ひします。

◎岡田善行委員長

交通政策課副参事。

●長交通政策課副参事

今回、債務負担行為として上げさせていただいておりますアドバイザー業務委託、こちらの内容でございますけれども、駐車場の再編事業、立体駐車場の建設、それから駐車場運営等々、こちらの事業を実際に実施していただく民間事業者様、こちらを公募する、公募から選定、そして契約に至るまでの一連の手続、こちらをスムーズに進めるために支援をしていただくコンサル業務の内容でございます。以上です。

◎岡田善行委員長

宮本委員。

○宮本晃委員

ありがとうございます。3,400万円といたしますと高額ですが、それなりに見積り等の根拠があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、この立体駐車場の建設に当たりましては、実はこの宇治周辺地区以外の、渋滞に影響がない地区の方からも、この立体駐車場の件につきましては注視されておる、そういった意見を聞いております。

一つには、まずこの景観です。ここは風致地区におきまして、こういった伊勢市の特徴である自然環境が素晴らしいという中での内宮周辺のこの立体駐車場、6層7段、高さ20メートルといたしますので結構大きな建物ですし、立体駐車場のイメージというものが一般的にあります。その点について、この業務委託等でも検討をされるのかお聞かせください。

◎岡田善行委員長

交通政策課副参事。

●長交通政策課副参事

立体駐車場の色合い等、委員御指摘の緑豊かなところに建設するというところがございますので、この駐車場の外観であったりということについては、当然、周辺環境になじむものということで、色合い等十分配慮すべきだと考えております。その条件設定については、この実際の民間事業者様を募るときの公募の条件の中にでも、立体駐車場の外観については、こういった景観に配慮するようというところも条件に盛り込んで進めていきたいと、こういうふうと考えております。以上です。

◎岡田善行委員長

宮本委員。

○宮本晃委員

ありがとうございます。ここは、結構桜も名所になっておりますので、そういったことも踏まえまして建設のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、これもまた地区外の方からの御意見なんですけど、代弁させていただくと、この

位置に渋滞対策としてこの立体駐車場を設けるんですが、新たに陸上競技場からこの立体駐車場にかけての渋滞が予測されるのではないかと。言わば、その奥にある館町の住民の方の出入りに不便がなされるんじゃないかといった意見も出ていますが、そういったところで、その間の渋滞対策、新たな渋滞対策というところで何かお考えはあるでしょうか。

◎岡田善行委員長

交通政策課副参事。

●長交通政策課副参事

立体駐車場の位置、お示ししたところに設置するというところで車が流入してくることに当然なります。これに関しては我々のほうも検討はしておるところでございまして、一つには、国道23号、月読宮北交差点で、新道ですね、館町通線と国道23号を分岐するところはございますが、こちらでもって車両の流入のコントロールをひとつしたいというところが一つ、また、陸上競技場周辺においても、交通誘導等で奥の館町の方々に迷惑かからんように誘導をかけたいということを考えております。以上です。

◎岡田善行委員長

宮本委員。

○宮本晃委員

分かりました。ありがとうございます。また、その状況によっては、また道路の計画というものも考えていただきたいと思えます。

それと、最後に質問させていただきます。

質問というか説明をお願いしたいんですが、これもやっぱりこの宇治周辺の渋滞に影響のない地区からのお声ですが、先ほど言いました産業建設委員会8月25日に示された建設費が30億円というところで、その30億円というところの高額な金額が独り歩きしてじゃないですけど、これが本当に税金で使われるのかというところの御意見が上がっております。

一般の方は、一般会計というものとこの特別会計というところの違いがあまり分かっておりませんので、改めて市のほうから、今回のこの30億円の建設費についての財源、予算の考え方をお示してください。

◎岡田善行委員長

交通政策課副参事。

●長交通政策課副参事

ありがとうございます。

立体駐車場及びこの駐車場運営、この駐車場再編事業の財源につきましては、御指摘いただいているとおり市民の方からの税金ではございません。

この財源はというと、市営駐車場の駐車場料金、こちらでもってこれを財源として運営

してお支払い、財源として進めていくものでございますので、市民の方の税金ではなく、駐車場料金でのみ財源とするものでございます。よろしくお願いいたします。

○宮本晃委員

ありがとうございました。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

私は、今回、旧の産業建設委員会で3候補あったんですかね、それを今、1候補に絞り込みをしてきたという経緯というのは、旧の産業建設委員会であったり、旧の議員であればある程度聞いてきた話だと思います。今回は、新たにこういうことで4人の新しい委員が出ておるわけで、なぜ3つあった案の中にそれを選んだかとか、ただいま出ました30億円の話もありました。そういう多額の費用をかけて必要なかどうかということも含めて、当局側としてはきちっと説明をしていく必要があるんじゃないかなと、こんなことを思います。前回、産業建設委員会で、これは賛否を採って今の状況のものを確認したわけではなくて、一応、当局側がこの1案に絞り込みをしたいということで示してきたはずだと思うんですけども、そのような経過についてもう一度確認をさせていただきませんか。

◎岡田善行委員長

交通政策課副参事。

●長交通政策課副参事

今後進めていくパターンとしましては、委員御指摘いただきました、前回、令和7年8月の産業建設委員会の中で、まず事業方式としてはPFIのBTOというもの、それからリース方式というこの2パターン、事業形態、お金の流れに関してはサービス購入型、これの組合せであるというふうにお示しさせていただきました。要は、事業スキームとしては、そのPFIのBTOとサービス購入型の組合せ、もう一方がリース方式とサービス購入型の組合せ、この2パターンをお示ししたのがその8月のプランでございました。

現状、この2パターンの事業スキームについては、いずれかに絞っておるわけではございませんでして、どちらの方法であっても公募、募集、手を挙げていただいてもいいというふうな想定で考えておるところでございますので、前回の8月から何か事業手法を絞り込んだというものでは現状ございません。以上です。

◎岡田善行委員長

宿委員。

○宿典泰委員

それは、前回の産業建設委員会の中に、候補地として3パターンあった中を、今先ほど宮本委員からも、奥の館町に近いところへ30億円かけて、その800台からの駐車場を造るということに対して、私はそのときにも申し上げたけれども、実際は、今の体育館がある、県営体育館の横のところへある程度のもの建てたほうが、交通の渋滞もないし、帰っていただける御側橋から回っていくルートにもいいから、そちらのほうがいいのではないかなというような話をさせてもらっても、当局側のほうは何か奥のその館町に近いところのほうが、風致地区であるにもかかわらず、そちらのほうが利便性がいいというようなことも含めてやっておったじゃないですか。

その3パターンの話をしておいて、今言われておる運営について、PPPであったり、PFIであったりというような方式については、これはアドバイザー契約の中で運営をしていくんだと思うんですけれども、きちっとやはりそれは新しい産業建設委員会の中で、スタートからきちっと説明をしながら、皆さんの委員会の中の御意見も聞きながらやっていかないと、何か旧の委員会でこれが全部決議されて、もう決まったような状況で、その上でアドバイザー契約をしていくかのような話にはならないと私は思いますよ。それは新しい人は分かんと思いますもん。そういう議論をやってきたことさえも。

そのあたりはきちっと、今、ゼロにせいとは言わんけれども、あの地域の中のどこの地域に、どこの箇所にそういった30億円かけてやるかということきちっとやっていかんのかんのかないかな。

◎岡田善行委員長
都市整備部参事。

●平見都市整備部参事

宿委員の御意見ありがとうございます。おっしゃっていることはもっともですので、また、新人議員の皆様につきましては、過去の産業建設委員会の資料をもって、タイミングとしてまた議会事務局ともまた相談させていただこうと思うんですが、新人議員の皆様については、過去の経緯と過去の資料使いながら御説明は丁寧にさせていただきたいと思います。

今回のアドバイザー契約の予算で何もかも決まったということではございません。先ほど担当の副参事からも説明もありましたが、まず一旦、あそこの候補地は候補地として決まっているんですけれども、その中でどういう事業者の枠組みにするかとか、委員から以前御意見いただいております歩行者の誘導をどうするかとか、民間の知恵をお借りせないかん部分の条件、そういうのもアドバイザー契約の中で考えていただきますので、そういう全体の計画案の最終的な包括した内容につきましては、また改めて議会のほうで御説明させていただいて、御意見をいただきたいと思っております。

あと次のステップとして、前回委員会でも御説明させていただきましたけれども、料金改定というのは必ず必要になってくると現在想定しておりますので、これは釈迦に説法になりますけれども、改正の条例案を上げていく形になりますので、そこは議員の皆様はまだ議決をいただかないかん部分であります。

さらに、もう最終的な3つ目としましては、こちら御存じのように、最終進めていく

となれば、複数年の債務負担行為、予算審議が必要になってきます。こちらも議会の皆様の採決をいただかないかん部分でありますので、今回の予算で何もかも決まったからというような話では全然ございませんので、今後も引き続き議会のほうに丁寧に説明させていただきながら進めていきたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。以上でございます。

◎岡田善行委員長
宿委員。

○宿典泰委員

今の説明をしていると、これからなんで一切何も決まっていなくて。ただ、あの駐車場料金は、これは改定する必要があるということで、前回もそれは反対者はいなかったんじゃないかなと思うんで、そんなことは進めていただきたいと思うんですけども、今回、私は疑念に思っておるのは、この3,400万円の中に、3候補地のもう1つに絞り込みながら、そこの建設に向いて、また運営に向いて、経費等、そのやり方については今後決まっていく話だとは思いますが、そういうことが進んでいくのではないかなということを見ると、暗に簡単にここで賛成をするような話ではないのではないかなと、こんなことを思うわけです。

今後の話として、場所の問題も含めて、これからきちっとした形で決めていくんだということであれば、今言っておる、やることについては皆さん同意があったんだと思うんで、アドバイザー契約として賛成をしていくような話になるんだらうと思うんですけども、その1つに土地を絞り込みながら今後進んでいくということになると、それは違うのではないかなということで考えています。もう一度お答えいただけませんか。

◎岡田善行委員長
都市整備部参事。

●平見都市整備部参事

ちょっと答弁に誤解持たれたか分からないんですけども、候補地につきましては、前回決めさせていただいた最終案として、法的な整理の中で、前々回6候補地ですかね、で挙げさせていただいた中で、今、最終案で挙げさせていただいた陸上競技場の西駐車場と、五十鈴公園駐車場という中で、いろいろ法的な問題とか、あと建設費を含めて、やはり一番最適なのは五十鈴公園駐車場ということで前回お示しさせていただいたので、候補地としては五十鈴公園の駐車場で進めさせていただきたいと考えております。以上でございます。

◎岡田善行委員長
宿委員。

○宿典泰委員

そうなってくると、やはりそのあたりは議会として委員会の中でもそれぞれ意見があったと思うんですけれども、別にそれは議会のほうで、もうそれは1か所に絞り込んで進んでいくよということは了承したわけではないと思うから、それは何度も言いますけれども、新しい産業建設委員会の中でもう一度線引きをして、それで多数の方が、前へ進むことについてということであれば、そのようにやっていただいたらいいのではないかなということをお願いしておるわけですよ。

◎岡田善行委員長
都市整備部参事。

●平見都市整備部参事

繰り返しの答弁になりますけれども、もう位置につきましては、前回の産業建設委員会で御報告させていただいた五十鈴公園駐車場で進めたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

◎岡田善行委員長
宿委員。

○宿典泰委員

そういうことになると、新しい方々の御意見というのはもう全然聞かれん場になってしまうので、その3候補の選び方についても、きちっとした説明の中でやっていかないと、これが多分本会議場のほうまで持ち越しということになってきたときには、賛否は出ますわね、当然ね。説明も受けていない新人の方らは、これはこんな話になっておるのかということとされていくと思うんですよ。

債務負担行為というのは、あくまで議会のほうで大方というのか、賛成多数をもってやるものがあって、それで年度を越えていくから債務負担行為というような行為で予算を組むわけでありましてけれども、今言ったように、私は今の案ではもう反対なんです、はっきり言ってね。もう体育館の横へ建てたほうがよっぽど便利で、交通渋滞もないし、歩行者が内宮のおはらい町を歩くにしても何も問題ない。奥のその土地であって、宇治館町の住民との関わりも非常に気になりますけれども、その住民の方が参拝に行こうとなったら、あの伊勢道路の下にあるところを通って云々という話で、それもまだきちっとした解決はできていないですね。そんな中であの場所を決めて進んでいくということについてはどうかなということをお願いいたします。

そういうことだから、あとの駐車場料金の問題であつたりとか、どこにしるどういう運営方法にするかということは決めざるを得ないので、そのためにアドバイザー契約をしていくんだということであれば、それは私も必要なことだからやっていく。ただ、一番場所の問題を決まった中でやっていくなんていうことになると、それはもう賛成したわけではないので。つまりこの債務負担行為については反対をせざるをならんということになるわけですよ。

◎岡田善行委員長
都市整備部参事。

●平見都市整備部参事

またちょっと議会事務局とも相談をさせていただきますけれども、この債務負担行為の採決の日までに新人議員さんのほうには、その位置の決定、先ほど宿委員は3候補とおっしゃいましたけれども、最終2候補になっておりますので、そのあたりの経緯も含めて、ちょっとお時間、もしいただけるようでしたら御説明をさせていただいて、採決に行ってくださいと思います。以上でございます。

◎岡田善行委員長
都市整備部長。

●上田都市整備部長

様々御意見いただきましてありがとうございます。

位置については、参事からも申し上げましたとおり、私どもの案としては今の位置でお願いしたい。それと、新人議員さんへの説明不足という御指摘もいただきましたけれども、そこら辺も丁寧に、お時間いただいて説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○宿典泰委員
委員長、休憩してくれる。

◎岡田善行委員長
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分
再開 午前10時37分

◎岡田善行委員長
休憩を解き、再開いたします。
宿委員。

○宿典泰委員

前回の委員会でいろいろと議論したときにも私申し上げました。今のところが30億円で、体育館の横が50億円かかるということあまり僕信じてないんさな、そこら辺は。30億円以内でやるんやったらやるでやったらいいし、さっき休憩中にもあったけれども、参事が何百億円かけても渋滞はというような話があるんなら、それはそれでどれぐらいの渋滞を緩和するのにこの30億円かけるかどうかというのは、やっぱりこれは市民も判断をするきっかけになると思うんですね。

それで、私が費用が30億円で安く収まるのと、それと、館町の人たちにも渋滞で迷惑をかけないと。今の渋滞についても、その辺りで渋滞が起こらないとか。それで、新たに何か道路整備があると何億円かかるかも分かりませんが、その道路整備に。もちろん用地の問題もあるんでしょう。ここの30億円の中にも用地を買っていかないか問題もあるんでしょ。だから、そういう隠れた費用についても、どのぐらいかかるかということを引きちっと明示した中で比較をしたいと思うんですよ。

それは、もう我々の中ではそういう、こちらが30億円や、こちらが50億円やという対比をするためのその資料というのか、何か現実的なものが何にもないので、実際にはそこら辺で私なんかももやもやするわけですけども、だからその30億円で、奥へ館町の人へ渋滞対策で迷惑をかけないというようなこととか、あと費用がかからないというようなこととか、きちっと明言をしてくださいよ。なんか30億円と50億円の比較をしていますけれども、そういう状況ではないと思うんですよ。

それで、800台、800台というのは、何か引き算をした数字やったと思いますけれど、それで本当に解消ができるかどうか。今の現状の渋滞対策が。そのあたりを明言してくださいよ。それなら私も賛成しますわ、それは。今までもアドバイザー契約という延長の中でいろいろやってきたわけで、それまではその料金体系であったりとか、運営方法であったりとか、そういったことが僕は主やったかなと思って。

位置については、絞り込みをしていくということと終わって、最終案をこうこうしたいということだけはお聞きをしようと思うんで、だけれどもそれは決して決定した中で、また、債務負担行為をするというような話ではなかったと思うから、そのあたりだけ明言してくださいよ。

◎岡田善行委員長
都市整備部参事。

●平見都市整備部参事
御意見ありがとうございます。
委員のほうから、渋滞ゼロじゃないと納得しないという御意見はいただいておりますが。

○宿典泰委員
ゼロって言うてないよ。

●平見都市整備部参事
それちょっとすみません、解釈させていただいて申し訳なかったんですけども。

◎岡田善行委員長
都市整備部長。

●上田都市整備部長
すみません。渋滞の御心配であったり、館町への御心配、また、金額の比較について御

意見をいただきましてありがとうございます。

総合的に判断しまして、私どもは今の位置に決定したわけでございますけれども、今の位置だから、また体育館の横だから、どうしてもその渋滞をゼロにするといったことはなかなか難しいかも分かりませんが、少なくとも軽減はできるというふうに考えております。

したがって、8月に私どもが説明させていただいた位置、金額のこともあります。それで、県との協議のこともありますので、やっぱり最適案というふうに考えておりますので、この場で今の位置についてお願いしたいと。今の位置で決定していきたいというふうに思いますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎岡田善行委員長

暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時42分

◎岡田善行委員長

休憩を解き、再開いたします。

宿委員。

○宿典泰委員

だから、今30億円で出とるのが、また蓋を開いてみたらあと3億円、5億円かかるという話やると、あなたら私らにきちっとした説明をしていないということになるわけよ。それで、何や渋滞解消になったんかというたら、いや、なってないやないかということと言われると思うんですよ。そのあたりをちゃんと明言をしてくださいよ。それやったら私も賛成すると言うとるじゃないですか。

◎岡田善行委員長

都市整備部長。

●上田都市整備部長

30億円の中に、道路整備のお金は入れておりません。御心配いただきましたように、用地の問題、用地についてはお借りすることができるというふうに考えていますので、買収と用地取得等は伴いません。ただ、工事費というのは、億は絶対ないんですけれども、数千万円……

休憩取ってもらえますか。

◎岡田善行委員長

暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時45分

◎岡田善行委員長

休憩を解き、再開いたします。
都市整備部長。

●上田都市整備部長

失礼します。

立体駐車場の建設費に30億円、機器類に7億円、全部で37億円です。道路拡幅工事に2,000万円程度というふうに見込んでおりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎岡田善行委員長

宿委員。

○宿典泰委員

それで、館の人らには迷惑かからんということやね。それとか、人の問題で、動線をするために云々というので経費がかかるということもないんやね。

◎岡田善行委員長

都市整備部参事。

●平見都市整備部参事

委員おっしゃる歩行者の誘導につきましては、前回答弁させていただいて議事録に残っていると思いますが、神宮司庁の工作所の中を通していただくというような方向で、今、動線の話はさせていただいております。それについては多額の経費を要するものではないと考えておりますので、そんな中で金額というと細かくははじいていないんですけれども、全体の事業費から比べると僅かな金額ということで認識しております。以上でございます。

○宿典泰委員

明言してくれたんやろ。渋滞対策の問題も。

◎岡田善行委員長

よろしいですか、質問のほうは。
他にございませんか。
青沼委員。

○青沼陽一郎委員

これ、アドバイザーの入札ですよ。単純に市民の人も分からないと思うんですけれ

ど、安いからそこでアドバイザリー契約を結ぶという、ただのそういう入札の仕方なのか、ちょっとそこを御説明いただきたいんですけども。

◎岡田善行委員長

交通政策課副参事。

●長交通政策課副参事

アドバイザリー業務委託の業者の決め方というか、方式に関しては、プロポーザル方式を検討しており、それで進める予定でございます。プロポーザルですので、金額の多い少ないも重要な要素の一つになりますけれども、業務の遂行能力、ちゃんと仕事をしてくれるのかとか、これまでの業績とか、それらも総合的に判断して決めていくものになります。金額についても3,400万円、これを上限にしていますので、幾らか落ちるものになるうかと想定しております。以上です。

◎岡田善行委員長

青沼委員。

○青沼陽一郎委員

そのプロポーザルということであれば、それは誰かが評価するという事なんですか。そうすると、具体的には誰が評価するのか、それをちょっと御説明いただきたいんですが。

◎岡田善行委員長

交通政策課副参事。

●長交通政策課副参事

このアドバイザリー業務委託の業者の選定、審査に当たっては、庁内職員、関連部署の職員で構成する選定委員を選んで、5名程度考えていますけれども、こちらのほうで審査していきたいと考えております。以上です。

◎岡田善行委員長

青沼委員。

○青沼陽一郎委員

その審査の方々はまだ選定されているのでしょうか。

◎岡田善行委員長

交通政策課副参事。

●長交通政策課副参事

こちらにつきましてはまだです。予算認めていただいてからの動きになりますので、まだ誰というふうには決まっていない状態です。以上です。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎岡田善行委員長

他に発言もないようですので、以上で議案第109号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

こういうことで討論するのはどうかなということは思いますけれども、費用対効果であったりとか、住民のための渋滞対策がきちっとできるかとか、これから観光客、インバウンドが増えるというような前提の中で、車で来るとするのはインバウンドの方はないとしても、国内からのリースの車を使っての伊勢志摩を訪れていただける人が増加はしてくるんだろうと思います。

先ほどからいろいろと私も質問しておるように、渋滞がゼロになるということはないにしても、やはり今住んでみえる住民の人が、やはり負担を感じないような観光でなければ、これは続きません。そういう意味でもやはり私は、住民が暮らしておるところの近くへ改めてまた設置をするということにはもう本当に反対をしたいと思うんです。

ただ、皆さんが言われたように、費用的な問題で、もし今の現状が55億円かかって、そこが37億円ということに対して、その18億円の差が、37億円ですから18億円ではないにしても、それだけの費用のことを賛否で決めるべきかどうかということもちょっと迷う話なんですけれど、いかにしても先ほど申したように、今の現状が37億円に工事費が2,000万円で、あとはもうほんの微々たるものやということですから、それだけの費用の中でやっていただけるということですから、それはもうその方向で見させてもらおうと思います。

だけれども、渋滞は、あくまで起こらないということ、今の現状とはもう随分違うということ、それを明言していただいたので、それは私のほうはそれで賛成をしようと思います。そこまで当局側としては、ほかのこと考えていないと思いますから、それで。

あくまで費用対効果ということがあるので、今、非常に伊勢市の中でも、どの財源を見ても、それが国の状況、県の状況見ても大変苦しい状況の中で、こういう新しい投資をやっていくと、それが非常に効果あったということになって、喜ばれるような状況ならいいと思うんですけれど、そうではないのであれば、やはりこういうことをスタートしてはならんという気持ちからいろいろと御質問申し上げました。

そういったことで、やはり皆さんの、新しい委員会ですから、新しい意味でこういう議論をきちっとやっていきたいと思っておりますので。よろしいですか。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第109号 令和7年度伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第1号）」について、原案どおり可決することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

◎岡田善行委員長

起立多数と認めます。

よって、議案第109号は、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第116号 伊勢市二見健康管理増進センター条例の廃止について】

◎岡田善行委員長

次に、条例等議案書の43ページをお願いいたします。

43ページから44ページの「議案第116号 伊勢市二見健康管理増進センター条例の廃止について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第116号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第116号 伊勢市二見健康管理増進センター条例の廃止について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第119号 伊勢市火入れに関する条例の一部改正について】

◎岡田善行委員長

次に、54ページをお開きください。

54ページから60ページの「議案第119号 伊勢市火入れに関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

私も議員やらせていただいて、この条例の改正の中で火入れに関するこの条例が産建に回ってくるなんていうことはてんで思っていないんやけれども、これはどういう視点で産建のほうになったんですか。防災関係というと、皆、総務関係になっておると思うんですけれども、そのあたりはどうでしょう、ちょっと教えてください。

◎岡田善行委員長

産業観光部参事。

●松田産業観光部参事

この火入れ条例の関係につきましては、通常ですと消防のほうで火災予防のほうの条例ですと総務のほうになります。ただ、この火入れといいますと森林法に関連しますので、森林法に関連することは農林水産課の所管となっておりますので、今回、産建のほうに提出させていただきました。以上でございます。

◎岡田善行委員長

宿委員。

○宿典泰委員

条例ですので今やれという話ではないんですけれど、市民の方もこの条例を見て、ああ、森林関係のあれやなということがなかなか分かりづらいですよ。火入れというのも私らの旧のあれでいくと、何かもっとこの際に条例としては、新しい名前で市民が分かるような状況のものというのが考えられなかったのかなということを非常に思うんですけれど、そのあたり何か協議をしてみえたんですかね。

◎岡田善行委員長

産業観光部参事。

●松田産業観光部参事

この件に関しましては、特に議論というのはございませんけれども、森林法で火入れという定義がされておりますので、そういったものを引用しておるといところでございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長

宿委員。

○宿典泰委員

ですから、変更するようなことはできるんですか、これは。市民に分かりやすいという話ですよ。もうこんな条例は市民関係ないんやで、あなたらが分かっとならいいんやということやったらこのままで結構です。

◎岡田善行委員長
産業観光部参事。

●松田産業観光部参事
特に法令用語ということですので、このままでいきたいと考えております。以上でございます。

○宿典泰委員
法令用語かな。

◎岡田善行委員長
よろしいでしょうか。

○宿典泰委員
ああええよ。

◎岡田善行委員長
他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長
御発言もないようですので、以上で議案第119号の審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長
ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第119号 伊勢市火入れに関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長
御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第132号 伊勢市中村会館の指定管理者の指定について】

◎岡田善行委員長

次に、103ページをお開きください。

103ページから104ページの「議案第132号 伊勢市中村会館の指定管理者の指定について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第132号の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第132号 伊勢市中村会館の指定管理者の指定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【議案第133号 市道の路線の認定について】

◎岡田善行委員長

次に、105ページをお開きください。

105ページから111ページの「議案第133号 市道の路線の認定について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

◎岡田善行委員長

宮本委員。

○宮本晃委員

この市道認定ですが、今回11本上がっておりまして、10本は開発の完了と同時に粛々と進められております。

その中で、1本、神田久志本令7—14号線について確認させていただきます。

この道路は、御幸道路（訂正前 御木本道路）から倭町、そしてこのテニスコートの裏に抜ける道路でして、本当に交通量というか利用客、利用者も多い道路でして、これがこれまで何十年と公衆道路でありながら個人の所有の道路であったため、道路の損傷も多かったんですが、現在は舗装も、そしてまた側溝工事も終わって、そして、そういったことからここを通る利用者からは大変評価をされております。そういった住民の声を代弁しますと、関係者の方々に大変御努力いただいたということをありがたく思っています。

そういったことを踏まえまして、この経緯を簡単に御説明していただけますか。

◎岡田善行委員長
都市整備部参事。

●見並都市整備部参事

委員の御質問にお答えさせていただきます。

こちらの神田久志本令7-14号線でございますけれども、こちら委員仰せのとおり、個人の方が所有しておいた道路でございました。そのことから損傷も激しくて、なかなか市のほうで抜本的な改良も難しい路線でありましたけれども、このたび所有者の方から、側溝改良と舗装していただいた上で寄附の申出がございましたもので、今回寄附を頂き、本議会のほうで市道認定をさせていただくということの運びになったものでございます。以上でございます。

◎岡田善行委員長
宮本委員。

○宮本晃委員

ありがとうございます。そうしますと、今、その側溝工事、舗装整備、それから道路の所有、それも無償で市のほうに移管していただいたということですね。

まだ市内にもまだまだこういった個人が所有されておる公衆道路があると思います。市への寄附採納基準というものがあると思いますが、市が管理することで、また道路認定をすることで、その通行の利用者とか、その沿道沿いの方々にも本当に安心して安全を与えられますので、今後も引き続きこの市道への格上げについては、推進していただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

◎岡田善行委員長
都市整備部参事。

●見並都市整備部参事

委員仰せのとおり、まだ個人所有の道路というのはたくさん残っている状態でございますけれども、寄附に関しましては、あくまでやっぱり個人の方の意向というのが一番重要でございますので、そのあたりも寄附の意向があるというならば、あとはその寄附採納の要綱といいますか、条件に当てはまるものかどうか確認した上で、そのあたりは進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎岡田善行委員長
他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、以上で議案第133号の審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第133号 市道の路線の認定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。
以上で、付託案件の審査は全て終了いたしました。
お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【閉会中の継続審査・調査案件について】

◎岡田善行委員長

続きまして、「閉会中の継続審査・調査案件について」を御協議願います。

これまで常任委員会におきましては、閉会中の継続審査・調査項目として、配付の常任委員会の継続審査・調査案件一覧表のとおり調査をしてまいりました。

当委員会の閉会中の継続審査・調査案件を定めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。

それでは、閉会中の継続調査項目として委員長から提案させていただきます。

1つ目に、「中心市街地活性化に関する事項」、2つ目に、「観光振興に関する事項」、3つ目に、「農林水産に関する事項」、4つ目に、「内宮周辺駐車場のあり方に関する事項」を提案いたします。このことにつきまして御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、「中心市街地活性化に関する事項」、「観光振興に関する事項」、「農林水産に関する事項」、「内宮周辺駐車場のあり方に関する事項」について、閉会中の継続審査・調査項目とすることに決定し、会議規則第109条の規定により、議長

に申出をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で、御審査いただきます案件は終わりましたので、これをもちまして産業建設委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時03分

上記署名する。

令和7年12月17日

委員長

委員

委員